

目次

プロローグ

I. 問題の所在

第一章	三者間贈与の実態とその問題点	3
第一節	現代における問題状況	3
第一款	社会貢献性がより強まりつつある現代 (3)	
第二款	東日本大震災による影響とマルセル・モースの洞察力 (5)	
1.	東日本大震災による諸影響 (5)	
2.	マルセル・モースの『贈与論』の洞察力 (8)	
第三款	贈与をめぐる契約関係の変容—三者間贈与の拡大 (9)	
第二節	三者間贈与の概念	10
第三節	本稿の対象と目的	12
第四節	本稿の構成	18

II. 我が国学説の生成と展開

第二章	我が国の寄付学説の生成と展開	21
第一節	総説	21
第二節	明治時代	21
第一款	はじめに (21)	
第二款	石坂音四郎の見解 (21)	
第三節	大正時代	29
第一款	はじめに (29)	
第二款	中島玉吉の見解 (29)	
第三款	1923年5月18日大審院第一刑事部判決 (刑集2巻6号419頁) (36)	

第四款	小括	(41)
第四節	昭和時代	42
第一款	はじめに	(42)
第二款	加藤永一の見解	(42)
第三款	我妻栄、来栖三郎、永田菊四郎、三宅久男、星野英一、石田穰の体系書類	(45)
1.	我妻栄の見解	(45)
2.	来栖三郎の見解	(47)
3.	永田菊四郎の見解	(49)
4.	三宅久男の見解	(50)
5.	星野英一の見解	(51)
6.	石田穰の見解	(53)
第四款	小括	(54)
第五節	平成時代	55
第一款	はじめに	(55)
第二款	四宮和夫、鈴木禄弥を中心とする平成初期の体系書	(55)
1.	四宮和夫の見解	(55)
2.	鈴木禄弥の見解	(58)
第三款	小賀野晶一の見解	(59)
第四款	大村敦志の見解	(63)
第五款	森泉章の見解	(67)
第六款	小島奈津子の見解	(70)
第七款	山本敬三、加藤雅信、内田貴、潮見佳男を中心とする最近の体系書	(72)
1.	山本敬三の見解	(72)
2.	加藤雅信の見解	(73)
3.	内田貴の見解	(74)
4.	潮見佳男の見解	(75)
第八款	小括	(77)
第六節	寄付学説史概観からの示唆	78
第三章	我が国の公益信託学説の生成と展開	79
第一節	総説	79
第二節	日本における公益信託前史	80
第三節	大正時代の学説	81
第一款	江木 衷の見解	(81)
第二款	分析	(84)
第四節	昭和時代の諸学説	85

第一款	太田達男の見解 (85)	
第二款	田中實の見解 (87)	
第三款	小括 (91)	
第五節	平成時代の諸学説	92
第一款	四宮和夫の見解 (92)	
第二款	新井誠の見解 (93)	
第三款	星野豊の見解 (99)	
第四款	小括 (103)	
第六節	補足 特定寄附信託	104
第一款	背景 (104)	
第二款	特定寄附信託制度の概念 (104)	
第三款	分析 (105)	
第七節	公益信託学説史検討からの示唆	106

Ⅲ. 英米学説の検討

第四章 gift の一般的性質と三者間贈与

第一節	gift の要素、能力	108
第一款	無償 (108)	
	1. 無償概念総論 (108) 2. 等価値の約因 (112) 3. 条件付約束 (113) 4. 道徳的義務 (114)	
第二款	主観的要素 (116)	
第三款	生存者間における遺産相続 (118)	
第四款	贈与の客体 (119)	
第五款	贈与能力 (121)	
	1. 未成年者 (121) 2. 成年者の無能力 (122)	
	(1) 一般的ルール (122) (2) 被後見人による贈与 (123)	
	(3) 代理人による贈与 (124) (4) 裁判所の役割 (125)	
	(5) 委任状 (125)	
	3. 公的団体 (126) 4. 企業 (127)	
第六款	受贈能力 (131)	
	1. 不確定性 (132)	
	(1) 生まれていない子ども (132) (2) 人ではないものとしての動物 (133) (3) 不確定性について一特定性の欠如 (137)	

2. 社会政策に関するものとしての未成年者 (138)

第二節 寄付約束 139

第一款 約因の意義 (139)

第二款 強制可能な贈与約束 (140)

第三款 強制を認める諸事情について (141)

1. 学説の論争 (141) 2. 諸例外 (144)

第四款 コモン・ローにおける対応 (144)

1. 特別な形式による強制と契約としての強制 (144)
2. カードウゾウ (B. Cardozo) 裁判官の見解 (145)
3. カードウゾウ (B. Cardozo) 裁判官の見解の影響 (148)

第五款 エクイティにおける対応 (149)

1. 約束的禁反言 (149) 2. 自己信託 (信託宣言) (152)

第六款 贈与約束の形式と実行された贈与について (153)

第七款 執行可能な贈与約束からの防衛と他の限界、制限について (153)

第三節 贈与行為 154

第一款 贈与行為総論 (155)

1. コモン・ローとエクイティの二つの規律 (155)
2. 贈与行為における贈与対象財産によらない共通の要素 (156)

第二款 不動産 (Real Property) (159)

第三款 動産、人的財産 (Movables) (160)

1. 引渡しの性質 (161) 2. 基礎的諸要素 (162)
(1) 引渡しを必要としない例外 (163)
3. 曖昧な譲渡 (Ambiguous Delivery) (164)
(1) 仲介者 (Intermediaries) (165) (2) 贈与者の死亡を前提とした仲介者 (166) (3) 第三者が受寄者の場合 (167)
4. 引渡し概念の重要な展開 (168)
5. 書面による引渡し (169)
(1) 一般原則 (170) (2) 未成年者への贈与 (172)

第四款 債権 (Choses in Action) (174)

1. 無償譲渡 (175) 2. エクイティによる譲渡の生成史素描 (176)
3. 書面の譲渡 (179) 4. エクイティによる譲渡 (179)
(1) 受贈者名義の口座 (Account in the Donee's Name) の銀行預金 (bank deposits) (180) (2) 受贈者のための信託 (in trust for the donee) (181)

第五款 エクイティにおける法理について—信託 (182)

第六款 贈与行為論の本質について (184)

第四節	アメリカにおける gift の一般的性質を考察して得られた示唆	185
-----	---------------------------------	-----

第五章 英米からみた第三者のためにする契約と三者間贈与

第一節	日本における第三者のためにする契約の概念	188
-----	----------------------	-----

- 第一款 日本における第三者のためにする契約について (188)
- 第二款 英米からみた日本における第三者のためにする契約 (190)

第二節	英米における第三者のためにする契約論	191
-----	--------------------	-----

- 第一款 イギリスにおける第三者のためにする契約論 (192)
 - 1. 「約因は被約束者または原告から提示されなければならない」との準則と、「直接の契約関係」の準則との交錯 (193)
 - 2. 「約因は原告から提供されなければならない」との準則および「直接の契約関係」の準則における二つの原則の確立 (195)
 - 3. 「約因は原告から提供されなければならない」との準則および「直接の契約関係」の準則の例外法理による対応論 (196)
 - 4. 1999年の第三者権利法制定とそれに向けての動き (198)
 - (1) 1937年の法改正委員会レポート (198)
 - (2) 1991年の法律委員会による仮提案 (199)
 - (3) 1996年の法律委員会からの本提案 (199)
 - (4) 1999年の第三者権利法の内容 (201)
- 第二款 アメリカにおける第三者のためにする契約論 (206)
 - 1. 債権者受益者と受贈受益者双方に対する第三者のためにする契約の模索とコーピンの見解による急展開 (206)
 - 2. 契約法リステイトメントにおける第三者の権利取得の根拠および第三者の範囲を決定する基準に関する議論 (209)
 - (1) 第一次契約法リステイトメント133条による受益者概念の類型化 (209)
 - (2) 第二次契約法リステイトメント302条による受益者概念の一元化 (211)
 - (3) (2) の各試案から第二次契約法リステイトメント302条へ (214)
 - (4) 第二次契約法リステイトメント302条の内容 (217)
 - 3. 学説における第三者の権利取得の根拠および第三者の範囲を決定する基準に関する議論 (220)
 - (1) 契約当事者の第三者のためにする意図をめぐっての諸見解 (221)
 - (2) 第三者の信頼を基準とすることをめぐっての諸見解 (223)

第三節	小括とこれまでの日本における英米の第三者のためにする契約に対する評価・位置づけと日本における第三者のためにする契約再論	229
-----	---	-----

第四節	英米における第三者のためにする契約の議論から得られた示唆	234
-----	------------------------------	-----

第六章 英米における公益信託と三者間贈与

239

第一節	本章の位置づけとこれまでの議論状況	239
-----	-------------------	-----

第二節	アメリカにおける公益信託	241
-----	--------------	-----

第一款 顕著な三つの問題点 (241)

第二款 公益目的 (charitable purpose) の意義

242

1. Charitable purpose の概念 (242)
2. 公益的実体に対する限定された贈与 (246)

第三款 Cy Pres の意義 (248)

第四款 行政逸脱 (Administrative deviation) について (258)

第五款 公益信託条項の執行について (260)

1. 司法長官による執行 (260)
2. 司法長官による執行から委託者による執行へ (262)
3. 「特別な利益」を有する受益者、共同受託者による執行 (265)
4. 司法長官側のより実効的な執行に向けての対応 (267)
5. 公益信託条項の執行の担い手の諸議論の総括 (268)

第三節	小括	269
-----	----	-----

第四節	アメリカの公益信託を考察して得られた示唆	271
-----	----------------------	-----

IV. エピローグ

第七章 結論—われわれの問題によせて

274

第一節	三者間贈与の法的構造とその特質について	274
-----	---------------------	-----

第二節 立法論としての寄付法・公益贈与(自主的公益信託)法・・

277

第一款 寄付法・公益贈与(自主的公益信託)法の必要性(277)

第二款 前提―「公益信託法」の立法上の問題点と主な改正要望の内容
(279)

1. 「公益信託法」の成立経緯と公益信託の現状(279)

2. 「公益信託法」の立法上の問題(280)

(1) 主務官庁による弊害(280) (2) 受託者の制限(281)

(3) 受託財産の限定(281) (4) 公益目的事業の限定(282)

(5) 信託管理人制度の活用(282) (6) 運営委員会制度の設置(282)

(7) 目的信託(283) (8) 分析(283)

3. 改正要望の内容(284)

(1) 受託者の制限(284) (2) 信託管理人制度の活用(285)

(3) 運営委員会の設置(285) (4) 目的信託(285)

第三款 寄付法・公益贈与(自主的公益信託)法の内容(286)

第三節 残された課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・290

第一款 新しい寄付類型の登場とその法的構造についての理論化(290)

第二款 現代日本社会における寄付活用上の法的問題点の検討(292)

参考文献